

# 大阪府 大阪市公報

発行所  
 大阪市役所  
 大阪市北区中之島 1-3-20  
 電話 06-6208-7444

## 目次

規 則	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
告 示	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	6
認定特定非営利活動法人の認定に関する公示	7
仮認定特定非営利活動法人の仮認定に関する公示	8
一般競争入札の執行（図書館情報ネットワークシステム事業用 クライアント機器等の借入れ）	9
総合評価一般競争入札の執行（財務会計システム及び人事給与 システムサービス利用にかかる初期構築業務委託）	12
落札者等の公示	15
落札者等の公示	19
開発行為に関する工事の完了	19
開発行為に関する工事の完了	20
景観法に基づく景観整備機構の名称の変更の届出	21
道路の位置指定	21
道路の位置指定	22
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の全部の効 力の停止	22
介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の全部 の効力の停止	22
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定	23
放置自動車の処理	23
大阪北港ヨットハーバーテニスコートの臨時開業の承認	24
舞洲野球場の臨時開業の承認	24
舞洲野球場の臨時休業の承認	25
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 名称及び所在地変更	25
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 指定取消し	25
地縁による団体の告示事項の変更	26
一般競争入札の執行（大阪市交通局平成25年度プリンタ消耗 品の購入）	28

○落札者等の公示	35
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	36
○住民監査請求に対する監査結果の公表	37
<b>公 告</b>	
○一般競争入札の執行（各種鉄くずの売払い等）	47
○職員団体の登録事項（大阪市職員労働組合及び大阪市教職員組合において専従休職を与えられている者の氏名）	50
○職員団体の登録事項の変更（大阪市学校園教職員組合）	51
○職員団体の登録事項の変更（大阪市立高等学校教職員組合）	52
○職員団体の登録事項の変更（大阪市教職員組合）	53
○職員団体の登録事項の変更（大阪市立障害児学校教職員組合）	55
<b>達</b>	
○大阪市財産運用委員会規程の一部改正	57

**公布された規則のあらまし**

**管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

- 1 職制改正等に伴い、管理職員等の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成25年5月7日）から施行することにしました。  
（平成25年大阪市人事委員会規則第11号 行政委員会事務局任用調査部調査課）

**規 則**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 5 月 7 日

大 阪 市 人 事 委 員 会  
委員長 西 村 捷 三

**大阪市人事委員会規則第11号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年大阪市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、都市改革監の職」及び「及び都市制度改革担当理事の職」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

別表市長部局内部部局の項中都市制度改革室の項を次のとおり改める。

〔大阪府市大都市局〕

担当係長

別表市長部局内部部局政策企画室の項中「（総務担当及び秘書担当）」を削る。

別表市長部局内部部局危機管理室の項の次に次の1項を加える。

〔経済戦略局〕

担当係長（庶務担当及び人事担当）

別表市長部局内部部局計画調整局の項中「計画調整局」を「都市計画局」に改める。

別表市長部局内部部局ゆとりとみどり振興局の項及び経済局の項を削る。

別表市長部局内部部局建設局の項中「企画室長」を「緑化総括技監、企画室長」に改める。

別表市長部局の項中児童院の項、天王寺動植物公園事務所の項、方面公園事務所の項、花博記念公園事務所の項、中央卸売市場の項、都市農政センターの項、計量検査所の項、阿倍野再開発事務所の項及び区役所の項を削る。

別表市長部局の項中

「

職員人材開発センター	所長、担当課長、担当課長代理
東京事務所	所長、副所長、担当係長

」

を

「

区役所	区長、担当部長、副区長、課長、担当課長、室長、主幹、課長代理、担当課長代理、副主幹、幹、副参事（担当係長を兼務するものを除く。）、区会計管理者、出張所長、担当係長（庶務担当）
職員人材開発センター	所長、担当課長、担当課長代理
東京事務所	所長、副所長、担当係長
中央卸売市場	市場長、担当部長、本場長（東部市場長及び南港市場長を含む。）、副場長（東部市場副場長及び南港市場副場長を含む。）、担当課長、主幹、担当課長代理、副主幹、担当係長（庶務担当）
計量検査所	所長

」

に改める。

別表市長部局公文書館の項中「、副館長」を削る。

別表市長部局消費者センターの項中「、課長、課長代理」を「、副所長」に

改める。

別表市長部局心身障害者リハビリテーションセンターの項中「副所長」の次に「、発達障害者支援室長」を、「課長」の次に「、担当課長」を、「課長代理」の次に「、担当課長代理」を加える。

別表市長部局環境科学研究所の項中「、副所長」を削る。

別表市長部局の項中

「

建設局河川・渡船管理事務所	所長
---------------	----

」

を

「

建設局河川・渡船管理事務所	所長
天王寺動植物公園事務所	所長、天王寺動物園長、担当課長、主幹、担当課長代理、副主幹
方面公園事務所	所長、副所長
花博記念公園事務所	所長

」

に改める。

別表会計室の項中「担当部長」を「次長」に改める。

別表教育委員会の所管に属する学校小学校の項及び中学校の項中「校長」の次に「、副校長」を加える。

別表教育委員会の所管に属する学校特別支援学校の項中「校長」の次に「、准校長」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**大阪市告示第629号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に

供する。

平成25年 5 月 7 日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成25年 4 月 3 日
名 称	特定非営利活動法人NETIS 新技術活用協働機構
代表者の氏名	波那本 豊
主たる事務所の所在地	大阪市東淀川区東中島 1 丁目13番35-207号
定款に記載された目的	この法人は、国土交通省の政策である「民間開発による有用な新技術の公共事業への円滑かつ、的確な活用・普及を図る運用システム、『NETIS・新技術活用システム』を、行政との協働作業で推進を図る。その上で「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき障がい者の自立を支援する為に、障がい者福祉の増進、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を図り、障がい者も将来納税者と成りうる真の自立を目指す地域社会作りに寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成25年 4 月12日
名 称	特定非営利活動法人朝ごはんいっしょ部
代表者の氏名	藤澤 英美
主たる事務所の所在地	大阪市西区靱本町 2 丁目 2 番17号
定款に記載された目的	この法人は、家族のように共に食事を楽しむこと（共食）のできる空間の提供、イベントの企画を主たる活動とし、また、個食の問題を指摘し、共食を社会に広めるための講演やセミナーなどを積極的に行うことにより、たくさんの方々の生活を心身共にバランスのとれた健やかなものにし、人と人との調和がとれた豊かな社会づくりに広く貢献することにより、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成25年 4 月15日
名 称	特定非営利活動法人ダンスユニバーサル
代表者の氏名	秋山 貴洋
主たる事務所の所在地	大阪府中央区南船場 3 丁目 2 番28号 日宝タイヨービル407
定款に記載された目的	この法人は、広く一般市民に対して、ストリートダンス教室の企画・運営に関する事業、ストリー

トダンスの普及を目的としたイベントの企画・開催に関する事業、ストリートダンスの普及・啓発に関する事業、学習指導要領に則したダンスカリキュラムの開発並びにその普及・啓発・推進に関する事業等を行い、ダンス文化の振興及び子どもの健全育成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第630号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年 5 月 7 日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成25年 4 月 9 日
名 称	特定非営利活動法人大阪自然史センター
代表者の氏名	谷田 一三
主たる事務所の所在地	大阪市平野区加美北 8 丁目 1 番18号
定款に記載された目的	本法人は、広く自然史科学の発展と普及にとり組み、大阪市立自然史博物館（以下「博物館」と略す）の事業の進展に寄与することを通して、市民の自然に対する理解を深めることを目的とする。また、自然保護・自然環境保全に関する事業を行うことにより、環境の保全に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成25年 4 月 9 日
名 称	特定非営利活動法人ビケイ療法協会
代表者の氏名	永崎 幸男
主たる事務所の所在地	大阪市都島区都島本通 4 丁目24番19号
定款に記載された目的	この法人は広く市民活動の団体として、理美容サービスを通しボランティア活動及び地域社会に対し社会福祉の振興を図るために必要な事業を行い、さらに災害地域に対する奉仕活動を行うことによ

	り、公益の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成25年 4月 11日
名 称	特定非営利活動法人風
代表者の氏名	安岡 由紀
主たる事務所の所在地	大阪市阿倍野区昭和町 1丁目 8番 8号
定款に記載された目的	この法人は、障がい者の人権擁護を根底に置いて、地域社会で暮らすすべての障がい者に、福祉サービス、生活に必要な情報提供、レクリエーションなどの事業を行うことにより社会参加を支援するとともに、障がい者が地域社会で自立して生活することを支援することにより、人として何らかわることなく日常生活を営み、自分の持つ能力をいかんなく発揮できるよう支援することを目的とする。
申請のあった年月日	平成25年 4月 15日
名 称	NPO法人手健会
代表者の氏名	伏木 孝司
主たる事務所の所在地	大阪市住之江区南港南 2丁目 3番 44号
定款に記載された目的	この法人は、視覚障害者に対し、就労を支援し、多くの視覚障害者が就労する、あんま・マッサージ・指圧治療院等の経営支援、援助等を行い視覚障害者の就労自立に寄与する。また、その利用者への医療支援、負担金の助成を行うことにより地域の高齢者、障害者等の健康増進を支援することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第631号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）として認定したので、同法第49条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年 5月 7日

大阪市長 橋 下 徹

名 称	特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター
代表者の氏名	堀河 昌子



主たる事務所の所在地	大阪市天王寺区侘人町 2 番 7 号大阪府夕陽丘庁舎内
定款に記載された目的	この法人は、電話や面接での相談を通じて犯罪、事故、災害等の被害者並びにその家族及び遺族（以下「被害者等」という。）の精神的ケアにあたるとともに、直接的な支援活動を提供することにより、被害者等の被害の軽減及び平穏な生活と権利の回復をサポートすることを目指す。また、女性や子どもへの暴力等、弱者への暴力に反対し、被害者等の権利を擁護し、被害者等の声を社会に対して代弁することを目指す。さらに、被害者等の支援の必要性を広く一般に訴える啓発活動を通して、一人一人の心が尊重され、男女の別無く人権が守られる、男女共生社会の実現に寄与することを目的とする。
認定の有効期間	自平成25年 3 月 11 日 至平成30年 3 月 10 日
名 称	特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター
代表者の氏名	菅生 浩三
主たる事務所の所在地	大阪府中央区南船場 1 丁目 11 番 9 号 長堀安田ビル 9 階
定款に記載された目的	この法人は、国際ビフレンダーズに加盟するボランティア団体として、人生における苦悩、孤独、絶望、抑うつにより、自殺の危機が迫っている人に対し、24時間傾聴とビフレンジングによる感情的な支援を提供し、自殺を防止するとともに、相談員を養成していくことを目的とする。又自殺の危機を認識し対処する方法を広く社会に知らせることを目的とする。
認定の有効期間	自平成25年 3 月 22 日 至平成30年 3 月 21 日

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第632号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第58条第 1 項の規定による、仮認定特定非営利活動法人（仮認定 N P O 法人）として仮認定したので、同法



第62条において準用する同法第49条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹

名 称	特定非営利活動法人関西芸術振興会
代表者の氏名	徳岡 昭七郎
主たる事務所の所在地	大阪府中央区本町2丁目3番11号内本町グリーンビル7階
定款に記載された目的	この法人は、あらゆる人々に対して芸術文化の振興に関する事業を行い、国民文化の普及、発展、向上に寄与することを目的とする。
仮認定の有効期間	自平成25年3月11日 至平成28年3月10日
名 称	NPO法人日本アントレプレナーシップアカデミー
代表者の氏名	山中 昌幸
主たる事務所の所在地	大阪府北区万歳町4番12号 浪速ビルディング西館401A号室
定款に記載された目的	この法人は、100年後も子ども達が希望・誇りを持てる日本を創るために、希望ある日本の未来を創造する若者を輩出する活動と、同じ目的を持った団体の支援を通じて公益に貢献することを目的とする。
仮認定の有効期間	自平成25年3月27日 至平成28年3月26日

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第633号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号  
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ  
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び予定数量

図書館情報ネットワークシステム事業用クライアント機器等 一式  
(電子入札対象案件)

- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成25年10月1日(火)から平成30年12月31日(月)まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年5月20日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等報告書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていること
- (8) 仕様書に定めたインストール作業ができる体制を有すること
- (9) アフターサービス・メンテナンス等の体制の確保ができること
- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001(ISO 27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類(個人情報に関する内部規定等可)の提出ができること

### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(1に同じ)
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成25年5月20日(月)まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日から平成25年5月20日(月)午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

### 5 入札執行の日時等

## (1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年7月1日（月）から同月2日（火）までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成25年7月3日（水）午前11時30分
- ③ 場所 システム上とする。

## (2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年7月3日（水）午前11時から午前11時30分まで
- ② 開札予定日時 平成25年7月3日（水）午前11時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）  
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年7月2日（火）午後5時までに必着のこと

## 6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要  
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年5月20日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。  
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:  
Client equipment for library information network system issuance of long term debt 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 20 May 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:  
on the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM,1 July 2013 to 5:00PM,2 July 2013  
in person: from 11:00AM to 11:30AM,3 July 2013  
by post: 5:00PM,2 July 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,  
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

( 契約管財局契約部契約課 )



大阪市告示第634号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号  
あべのルシアス13階  
大阪市環境局総務部企画課  
電話 06-6630-3185

2 入札に付すべき事項

- (1) 調達件名及び数量  
財務会計システム及び人事給与システムサービス利用にかかる初期構築業務一式(以下「本件」という。)
- (2) 調達内容 入札説明書のとおり

(3) 業務委託期間 契約日から平成26年 6 月30日(月)まで

(4) 履行場所 前記 1 に同じ

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に承認種目「10 情報処理：01情報処理」で登録していること。なお、同登録を行っていない者で本件入札に参加を希望する者は、次の部署に対して、平成25年 5 月20日(月)までに資格審査申請を行うこと

(入札参加資格審査関係部署) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ(電話06-4395-7161)

(5) 財団法人日本情報処理開発協会からプライバシーマーク付与認定を受けていること又は財団法人日本情報処理開発協会が運用するISMS適合性評価制度におけるISMS認証を取得していることの証明ができること

### 4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問合せ先  
前記 1 に同じ

(2) 入札説明書の交付期間及び方法  
公示日から平成25年 5 月20日(月)までの毎日午前 9 時から午後 5 時30分まで

(本市の休日及び午後 0 時15分から午後 1 時までを除く)

前記 1 及び大阪市ホームページにおいて無償により交付する。

(3) 入札参加申出書の受付期間  
公示日から平成25年 5 月20日(月)までの毎日午前 9 時から午後 5 時30分まで

(本市の休日及び午後 0 時15分から午後 1 時までを除く)

### 5 入札手続き等

本入札は地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札参加者は、入札説明書に基づき本件に関する入札書、提案書を提出すること

(1) 入札執行及び提案書等の提出日時及び場所

平成25年 7 月 9 日(火) 午前10時30分

午前10時から受付を行う。

(ただし、郵便等による入札は、平成25年 7 月 8 日(月)午後 5 時30分

までに必着のこと)

※ 郵便等：大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（書留郵便など配達の記事が残るもの。）

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシラス12階

大阪市環境局入札室

(2) 落札者の決定方法

落札者の決定方法にあたっては、最適な事業者を選定するため、(3)の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

(4) 落札者決定基準

評価にあたっては、4,000点の範囲内で配点を行い、合計点の最も高い入札参加者を落札者とする。

評価を内容点と価格点に区分し、その配点をそれぞれ内容点2,800点、価格点1,200点とする。

本基準の詳細は、落札者決定基準とする。

6 入札に参加できない者

(1) 入札参加申出期限までに参加申出をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(2) 入札の参加申出より入札時までの間において、「3入札参加資格」の要件を満たさなくなった者

(3) 提案書等を提出しなかった者

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項各号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項の各号の1に該当する入札

(2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札

(3) 「総合評価一般競争入札参加申出書」（様式1）又は提出資料に虚偽の記載をした入札

(4) 開札後落札決定までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする

(5) 開札後落札決定までに、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者による入札は無効とする

## 9 その他

- (1) この調達は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Initial construction business concerning a financial accounting system and personnel salary system service use
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents of the qualification confirmation:  
5:30 PM, 20 May 2013.
- (3) Date and time for the submission of tenders:  
10:30 AM, 9 July 2013  
(Closing date and time of the submission of tenders by mail:  
5:30PM, 8 July 2013)
- (4) Contact point where tenders documents are available:  
Planning Department, General Affairs Division, Environmental Bureau, The City of Osaka 13th Floor, Abeno Lucias Bldg, 1-5-1, Abenosuji Abeno-ku, Osaka 545-8550, Tel06-6630-3185

## 大阪市告示第635号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年 5 月 7 日

大阪市長 橋 下 徹

## [掲載順序]

契約担当(所在地)

調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 契約方式 落札決定日  
(随意契約の場合は契約日) 落札者(随意契約の場合は契約相手方)

落札金額(随意契約の場合は契約金額) 入札公告日又は公示日 随  
意契約の場合はその理由

契約管財局契約部契約課物品契約グループ(大阪市港区弁天1丁目2番1 -  
1300号)

消防車用デジタル車載無線機 製造 273基 一般 25.3.27



- ㈱富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワーク営業部 大阪府吹田市江坂町  
2-1-43 KYUHO江坂ビル8階 ⑤313,950,000円 ⑥25.1.25
- ①かせいソーダ(鶴見工場) 上半期 概算買入 730,000Kg ②一般 ③  
25.3.14 ④横手通商㈱ 大阪市北区天神橋3-4-28 横手通商ビル ⑤  
23,186,625円 ⑥25.1.11
- ①かせいソーダ(舞洲工場) 上半期 概算買入 1,120,000Kg ②一般  
③25.3.14 ④要薬品㈱ 大阪市西区京町堀3-2-7 ⑤  
29,811,600円 ⑥25.1.11
- ①かせいソーダ(平野工場) 上半期 概算買入 1,120,000Kg ②一般  
③25.3.14 ④井上孫㈱ 大阪市西区京町堀1-7-1 京町ビル ⑤  
38,808,000円 ⑥25.1.11
- ①かせいソーダ(東淀工場) 上半期 概算買入 350,000Kg ②一般 ③  
25.3.14 ④フジオックス㈱ 大阪営業所 大阪市港区弁天1-2-1 オ  
ークー番街2504 ⑤12,061,350円 ⑥25.1.11
- ①消石灰(西淀工場) 上半期 概算買入 620,000Kg ②一般 ③25.3.14  
④赤沢産業㈱ 大阪市東淀川区西淡路1-1-32 新大阪アーズビル ⑤  
9,765,000円 ⑥25.1.11
- ①特殊反応助剤(舞洲工場) 上半期 概算買入 184,000Kg ②一般 ③  
25.3.14 ④和正産業㈱ 大阪支店 大阪市中央区淡路町2-1-10-305  
⑤11,398,800円 ⑥25.1.11
- ①塩化カルシウム(平野工場外2か所) 上半期 概算買入 534,000Kg  
②一般 ③25.3.14 ④(有)吉川化学工業所 大阪営業所 大阪市中央区北久  
宝寺町2-1-7 本町和光ビル ⑤14,522,130円 ⑥25.1.11
- ①尿素(西淀工場外3か所) 上半期 概算買入 816,000Kg ②一般 ③  
25.3.14 ④セイブ化成㈱ 大阪市西区江戸堀1-4-23 ⑤  
16,210,656円 ⑥25.1.11
- ①アンモニア水(西淀工場外4か所) 上半期 概算買入 560,000Kg ②  
一般 ③25.3.14 ④愛産商事㈱ 大阪営業所 大阪市中央区道修町2-6-  
7 ⑤28,518,000円 ⑥25.1.11
- ①ゼオライト(北港事務所) 4~9月分 概算買入 880,000Kg ②一般  
③25.3.14 ④和正産業㈱ 大阪支店 大阪市中央区淡路町2-1-10-  
305 ⑤29,096,760円 ⑥25.1.11
- ①高分子凝集剤(中浜下水処理場ほか6か所) 上半期 概算買入  
176,000Kg ②一般 ③25.3.14 ④和正産業㈱ 大阪支店 大阪市中央  
区淡路町2-1-10-305 ⑤51,004,800円 ⑥25.1.11
- ①高分子凝集剤(舞洲スラッジセンター) 上半期 概算買入 220,000Kg  
②一般 ③25.3.14 ④大鳥産業㈱ 大阪市中央区平野町4-6-4 メ  
ディアバードビルディング ⑤54,054,000円 ⑥25.1.11
- ①低食塩次亜塩素酸ソーダ(中浜下水処理場ほか3か所) 上半期 概算買入  
1,789,000Kg ②一般 ③25.3.14 ④㈱辻本 大阪市平野区瓜破1-12-

31 48,651,855円 25.1.11  
 低食塩次亜塩素酸ソーダ（津守下水処理場ほか3か所）上半期 概算買入  
 1,181,000Kg 一般 25.3.14 赤沢産業(株) 大阪市東淀川区西淡  
 路1-1-32 新大阪アースビル 35,093,415円 25.1.11  
 低食塩次亜塩素酸ソーダ（海老江下水処理場ほか3か所）上半期 概算買  
 入 1,038,000Kg 一般 25.3.14 和正産業(株) 大阪支店 大阪市  
 中央区淡路町2-1-10-305 29,449,098円 25.1.11  
 かせいソーダ（舞洲スラッジセンターほか1か所）上半期 概算買入  
 2,175,000Kg 一般 25.3.14 横手通商(株) 大阪市北区天神橋3  
 -4-28 横手通商ビル 68,512,500円 25.1.11  
 塩化第一鉄（中浜下水処理場ほか5か所）上半期概算買入 2,117,000Kg  
 一般 25.3.14 (株)大阪アルギン 大阪市淀川区西中島3-23-16  
 セントランドビル 25,562,775円 25.1.11  
 ポリ硫酸第二鉄（中浜下水処理場ほか2か所）上半期 概算買入  
 1,761,000Kg 一般 25.3.14 大鳥産業(株) 大阪市中央区平野町  
 4-6-4 メディアバードビルディング 25,331,985円 25.1.11  
 ポリ硫酸第二鉄（海老江下水処理場ほか3か所）上半期 概算買入  
 2,862,000Kg 一般 25.3.14 曾我(株) 大阪市中央区高麗橋2-4  
 -11 ヒガシビル 40,268,340円 25.1.11  
 鉄・アルミニウム混合薬剤（津守下水処理場）上半期 概算買入  
 1,427,000Kg 一般 25.3.14 (株)大阪アルギン 大阪市淀川区西  
 中島3-23-16 セントランドビル 20,227,725円 25.1.11  
 かせいソーダ（大正工場） 上半期 概算買入 540,000Kg 一般  
 25.3.14 (株)隅谷商店 大阪府東大阪市渋川町2-3-14  
 18,824,400円 25.1.11  
 かせいソーダ（住之江工場） 上半期 概算買入 520,000Kg 一般  
 25.3.14 巽合成化学(株) 大阪市西成区北津守4-4-21  
 17,925,180円 25.1.11  
 A重油（中浜下水処理場ほか43箇所）第1四半期買入（単価契約） 319KL  
 一般 25.3.15 旭油業(株) 大阪市北区中崎西1-6-4  
 83,790円 25.1.18  
 揮発油（環境局）第1四半期 買入（単価契約） 145.9KL 一般  
 25.3.15 中川物産(株) 愛知県名古屋市港区潮見町37-23  
 141,015円 25.1.18  
 灯油（西淀工場外5箇所）第1四半期 買入（単価契約） 119KL 一  
 般 25.3.15 旭油業(株) 大阪市北区中崎西1-6-4 78,960円  
 25.1.18  
 灯油（小林斎場外1箇所）第1四半期 買入（単価契約） 150KL 一  
 般 25.3.15 旭油業(株) 大阪市北区中崎西1-6-4 78,435円  
 25.1.18

- ①灯油（津守下水処理場ほか6箇所）第1四半期買入（単価契約） 203KL  
②一般 ③25. 3. 15 ④旭油業(株) 大阪市北区中崎西1-6-4 ⑤  
78,960円 ⑥25. 1. 18
- ①軽油（環境局）第1四半期 買入（単価契約） 303.3KL ②一般 ③25.  
3. 15 ④旭油業(株) 大阪市北区中崎西1-6-4 ⑤116,415円 ⑥25. 1.  
18
- ①A重油（港湾局）第1四半期買入（単価契約） 131KL ②一般 ③25. 3. 15  
④(株)シェル石油大阪発売所 大阪市淀川区西中島2-11-30 ヤマオキビ  
ル ⑤88,200円 ⑥25. 1. 18
- ①揮発油（消防局）第1四半期分買入（単価契約） 112KL ②一般 ③25.  
3. 15 ④中川物産(株) 愛知県名古屋市港区潮見町37-23 ⑤141,330円 ⑥  
25. 1. 18
- ①軽油 第1四半期買入（単価契約） 61.8KL ②一般 ③25. 3. 15 ④京  
阪元山商事(株) 大阪市此花区北港2-4-76 ⑤168,600円 ⑥25. 1. 18
- ①灯油（平野下水処理場）第1四半期買入（単価契約） 429KL ②一般  
③25. 3. 15 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高4-4-10 ⑤78,225円  
⑥25. 1. 18
- ①平成25年度 庁内情報利用パソコン等機器（此花区）一式 長期借入 ②  
一般 ③25. 3. 27 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区城見2-2-  
53 ⑤2,795,261円 ⑥25. 1. 25
- ①平成25年度 庁内情報利用パソコン等機器（大正区）一式 長期借入 ②  
一般 ③25. 3. 27 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区城見2-2-  
53 ⑤1,005,084円 ⑥25. 1. 25
- ①平成25年度 庁内情報利用パソコン等機器（天王寺区）一式 長期借入  
②一般 ③25. 3. 27 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区城見2-  
2-53 ⑤1,998,257円 ⑥25. 1. 25
- ①平成25年度 庁内情報利用パソコン等機器（住之江区）一式 長期借入  
②一般 ③25. 3. 27 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区城見2-  
2-53 ⑤713,633円 ⑥25. 1. 25
- ①平成25年度 庁内情報利用パソコン等機器（住吉区）一式 長期借入 ②  
一般 ③25. 3. 27 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区城見2-2-  
53 ⑤713,633円 ⑥25. 1. 25
- ①平成25年度 庁内情報利用パソコン等機器（平野区）一式 長期借入 ②  
一般 ③25. 3. 27 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区城見2-2-  
53 ⑤4,645,129円 ⑥25. 1. 25
- ①平成25年度 庁内情報利用パソコン等機器（浪速区）一式 長期借入 ②  
一般 ③25. 3. 27 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区城見2-2-  
53 ⑤1,498,728円 ⑥25. 1. 25

（契約管財局契約部契約課）

大阪市告示第636号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年 5 月 7 日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日  
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
- ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随  
意契約の場合はその理由

◎港区役所総務課（大阪市港区市岡 1 丁目15番25号）

- ①平成25年度 庁内情報利用パソコン等機器（港区）一式 長期借入 ②一般
- ③25. 3. 27 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区城見 2 - 2 -  
53 ⑤214, 104円 ⑥25. 1. 25

（港区役所総務課）

大阪市告示第637号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第 2 項の規定による検査の結果適合していたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 5 月 7 日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号  
平成24年10月19日 大阪市指令計（開）第69号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市此花区北港 2 丁目 3 番 1 の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府吹田市江坂町 3 丁目48番51号  
株式会社 マルサン  
代表取締役 大前 清彦
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=200mm	5. 400m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付 1カ所 新設工

緑地	—	—	開発者	開発者	面積 100.34m <sup>2</sup>
消防水利	—	—	開発者	開発者	防火水槽 40 t 1 基

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 5 月 7 日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号  
平成25年 3 月12日 大阪市指令計（開）第116号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市東成区玉津2丁目4番5
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市東住吉区公園南矢田2丁目1番9号  
株式会社 六島  
代表取締役 枝川 孝
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	34.254m	開発者	開発者	すみ切り1ヶ所含む
道路	0.000～0.130m	5.077m	開発者	開発者	拡幅
下水道	D=150mm	2.190m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 1ヶ所新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第639号

景観法（平成16年法律第110号）第92条第3項の規定に基づき景観整備機構の名称の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹

名称変更日	景観整備機構の名称	
	変更前の名称	変更後の名称
平成25年 4月1日	社団法人大阪府建築士会	公益社団法人大阪府建築士会
	社団法人大阪府建築士事務所協会	一般社団法人大阪府建築士事務所協会
	財団法人大阪市スポーツ・みどり振興協会	一般財団法人大阪スポーツみどり財団

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第640号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成25年4月16日

大阪市指令大都計建企 第1001号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
鶴見区 緑1丁目	40番2	4.0	14.45	袋路状道路
	40番7			
	40番8			
	40番9			
	40番10			
	40番11			

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第641号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成25年4月18日

大阪市指令大都計建企 第1005号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
阿倍野区 万代1丁目	15番4	m 4.0	m 11.38	袋路状道路

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第642号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次の指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止したので、同法第78条の規定に基づき公示する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹

事業者の名称又は氏名 事業所の名称及び所在地 指定の効力を停止した期間 サービスの種類

株式会社レインボー 訪問介護ステーションレインボー 大阪市旭区清水四丁目3番17号K sコート清水1F 平成25年5月1日から同年7月31日まで 訪問介護

（福祉局高齢者施策部介護保険課）

大阪市告示第643号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力を停止したので、同法第115条の10の規定に基づき公示する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹



事業者の名称又は氏名 事業所の名称及び所在地 指定の効力を停止した期間 サービスの種類

株式会社レインボー 訪問介護ステーションレインボー 大阪市旭区清水四丁目3番17号K sコート清水1F 平成25年5月1日から同年7月31日まで 介護予防訪問介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第644号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、医療機関(更生医療・育成医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹

名称	所在地	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ほんじょう薬局	北区本庄東二丁目4-9	調剤	平成25年2月1日
ペガサス淡路薬局	東淀川区淡路四丁目8-19	調剤	平成25年2月1日
そうごう薬局 九条店	西区九条一丁目14-25	調剤	平成25年4月1日
アップル薬局 崇禅寺店	東淀川区東中島五丁目16-13	調剤	平成25年1月1日
パイン薬局	城東区関目五丁目16-26	調剤	平成25年4月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)

大阪市告示第645号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年5月21日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 (トヨタ 白色)	都島区大東町1丁目14番先
2	自動二輪車 (スズキ 黒色)	生野区巽東3丁目11番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第646号

次の施設について、大阪北港ヨットハーバー条例（昭和62年大阪市条例第27号）第4条第2項の規定により、次のとおり臨時開業を承認したので、第4条第3項の規定により告示する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹

臨時開業

施設名	月 日
大阪北港ヨットハーバー テニスコート	平成25年8月21日（水）
	平成25年12月11日（水）
	平成26年3月5日（水）

(港湾局総務部監理調整担当)

大阪市告示第647号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり臨時開業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年5月7日

大阪市長 橋 下 徹

臨時開業

施設名	月 日
舞洲野球場	平成25年5月14日（火）
	平成25年5月21日（火）
	平成25年5月28日（火）

(港湾局総務部監理調整担当)

大阪市告示第648号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり臨時休業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年 5 月 7 日

大阪市長 橋 下 徹

臨時休業

施設名	月 日
舞洲野球場	平成25年 5 月30日（木）

（港湾局総務部監理調整担当）

大阪市告示第649号

次の金融機関の店舗について、名称及び所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成25年 5 月 7 日

大阪市長 橋 下 徹

金融機関名	店 舗 名	所在地	変更日
京都銀行	変更前 大阪支店	〒541-0047 大阪府大阪市中央区淡路町 3丁目6番3号	平成25年 5月27日
	変更後 大阪営業部	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋 2丁目2番14号	

（会計室会計管理担当）

大阪市告示第650号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成25年 5 月 7 日

大阪市長 橋 下 徹

金融機関名	店舗名	所在地	取消日	継承店
京都銀行	大阪中央支店	〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 3丁目1番7号	平成25年 5月27日	大阪営業部

(会計室会計管理担当)

東住吉区告示第4号

平成24年東住吉区告示第30号により告示した事項につき、次のとおり変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき告示する。

平成25年 4 月 24 日

大阪市東住吉区長 小倉 健宏

西今三南愛護会

変更があった事項

変更前	変更後
<p>1 名称 西今三南愛護会</p>	<p>1 名称 西今三南愛護会</p>
<p>2 規約に定める目的 本会は地域の連帯感を高め、人間性豊かで潤いのある町づくりに努め、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、その目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) 今五児童遊園地（Ｑちゃん公園）の運営、美化、整備</p> <p>(2) 地域の児童の文化を向上せしめるためのレクリエーションセクションの運営</p> <p>(3) 地域社会との共同事業</p> <p>(4) 災害時の一時避難場所としての対策</p> <p>(5) 地域の親睦を深める事業</p> <p>(6) 地域の清掃、緑化等の活動</p> <p>(7) 集会所等財産の維持、管理</p> <p>(8) その他本会の目的を達成する</p>	<p>2 規約に定める目的 本会は地域の連帯感を高め、人間性豊かで潤いのある町づくりに努め、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、その目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) 今五児童遊園地（Ｑちゃん公園）の運営、美化、整備</p> <p>(2) 地域の児童の文化を向上せしめるためのレクリエーションセクションの運営</p> <p>(3) 地域社会との共同事業</p> <p>(4) 災害時の一時避難場所としての対策</p> <p>(5) 地域の親睦を深める事業</p> <p>(6) 地域の清掃、緑化等の活動</p> <p>(7) 集会所等財産の維持、管理</p> <p>(8) その他本会の目的を達成する</p>

<p>ために必要な事業 尚、本会は、財団法人 今五 児童愛護会の事業を継承する</p> <p>3 区域 大阪市東住吉区西今川三丁目・ 四丁目の内西今川三丁目南町会区 域とする。</p> <p>4 事務所の所在地 代表者の自宅に置く</p> <p>5 代表者の氏名及び住所 田中 孝昭 大阪市東住吉区西今川 3 丁目33 番46-301号</p> <p>6 裁判所による代表者の職務執行 の停止の有無並びに職務代行者の 選任の有無 (職務代行者が選任されている場 合は、その氏名及び住所) なし</p> <p>7 代理人の有無 (代理人がある場 合は、その氏名及び住所) なし</p> <p>8 規約に解散の事由を定めたとき はその事由 地方自治法第260条の20の規定 により解散する。 総会の議決に基づいて解散する 場合は、総会員の4分の3以上の 承諾を得なければならない。</p> <p>9 認可年月日 平成25年 2 月 4 日</p>	<p>ために必要な事業 尚、本会は、財団法人 今五 児童愛護会の事業を継承する</p> <p>3 区域 大阪市東住吉区西今川三丁目・ 四丁目の内西今川三丁目南町会区 域とする</p> <p>4 事務所の所在地 代表者の自宅に置く</p> <p>5 代表者の氏名及び住所 田中 孝昭 大阪市東住吉区西今川 3 丁目33 番46-301号</p> <p>6 裁判所による代表者の職務執行 の停止の有無並びに職務代行者の 選任の有無 (職務代行者が選任されている場 合は、その氏名及び住所) なし</p> <p>7 代理人の有無 (代理人がある場 合は、その氏名及び住所) なし</p> <p>8 規約に解散の事由を定めたとき はその事由 地方自治法第260条の20の規定 により解散する。 総会の議決に基づいて解散する 場合は、総会員の4分の3以上の 承諾を得なければならない。</p> <p>9 認可年月日 平成25年 2 月 4 日</p>
---	--

	10 <u>特例民法法人が認可地縁団体に 移行する場合は、その事由</u>  <u>会則に定める目的、資産及び会計 並びに保有予定財産目録に定める。</u>
	11 <u>特例民法法人が認可地縁団体に 移行する場合には、当該特例民法 法人から継承した財産の種類及び 数量</u>  <u>土地 1</u>

(東住吉区未来戦略課)  
(平25.4.24揭示済)



大阪市交通局告示第19号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年5月7日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階  
大阪市交通局事業管理本部総務部調達課  
電話 06-6585-6251

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

大阪市交通局平成25年度プリンタ消耗品 概算買入

(内訳)

G Xカートリッジ(イエロー)(RICOH IPSiO GX e7700用)	240本
G Xカートリッジ(マゼンタ)(RICOH IPSiO GX e7700用)	240本
G Xカートリッジ(シアン)(RICOH IPSiO GX e7700用)	240本
G Xカートリッジ(ブラック)(RICOH IPSiO GX e7700用)	340本
廃インクボックス(タイプ e3300)(RICOH IPSiO GX e7700用)	210本
トナーカートリッジ 3400H(RICOH IPSiO SP 3410SF用)	1030本
インクタンク染料(ブラック)(Canon imagePROGRAF iPF610用)	80本
インクタンク顔料(マットブラック)(Canon imagePROGRAF iPF610用)	70本
インクタンク染料(シアン)(Canon imagePROGRAF iPF610用)	70本
インクタンク染料(マゼンタ)(Canon imagePROGRAF iPF610用)	70本

インクタンク染料（イエロー）（Canon imagePROGRAF iPF610用）	70本
プリンタヘッド（Canon imagePROGRAF iPF610用）	35本
メンテナンスカートリッジ（Canon imagePROGRAF iPF610用）	35本
カッターブレード（Canon imagePROGRAF iPF610用）	30本
プロセスカートリッジ（FUJITSU XL-9440E用）	780本
トナーカートリッジ（FUJITSU XL-4280用）	60本
ドラムカートリッジ（FUJITSU XL-4280用）	30本
トナーカートリッジ（Canon Satera MF7350N用）	40本
インクカートリッジ（ブラック）（MUTOH DrafStation RJ-901C用）	3本
インクカートリッジ（シアン）（MUTOH DrafStation RJ-901C用）	2本
インクカートリッジ（マゼンタ）（MUTOH DrafStation RJ-901C用）	2本
インクカートリッジ（イエロー）（MUTOH DrafStation RJ-901C用）	2本
廃液ボックス（MUTOH DrafStation RJ-901C用）	2本
カッター交換刃（MUTOH DrafStation RJ-901C用）	1本
トナーカートリッジ（ブラック）（XEROX DocuPrint C3540用）	25本
トナーカートリッジ（シアン）（XEROX DocuPrint C3540用）	20本
トナーカートリッジ（マゼンタ）（XEROX DocuPrint C3540用）	20本
トナーカートリッジ（イエロー）（XEROX DocuPrint C3540用）	20本
ドラムカートリッジ（XEROX DocuPrint C3540用）	50本
トナー回収ボトル（XEROX DocuPrint C3540用）	30本
トナーカートリッジ（XEROX DocuPrint 2020用）	50本
ドラムカートリッジ（XEROX DocuPrint 2020用）	15本
トナーカートリッジ（NEC MultiWriter 8400N用）	90本
トナーカートリッジ（ブラック）（Canon LBP5400用）	3本
トナーカートリッジ（シアン）（Canon LBP5400用）	2本
トナーカートリッジ（マゼンタ）（Canon LBP5400用）	2本
トナーカートリッジ（イエロー）（Canon LBP5400用）	2本
インクカートリッジ（6色セット）（EPSON PM-T960用）	12本
トナーカートリッジ（グレー）（HP Designjet T1120PS用）	1本
トナーカートリッジ（フォトブラック）（HP Designjet T1120PS用）	1本
トナーカートリッジ（マットブラック）（HP Designjet T1120PS用）	1本
トナーカートリッジ（イエロー）（HP Designjet T1120PS用）	1本
トナーカートリッジ（マゼンタ）（HP Designjet T1120PS用）	1本
トナーカートリッジ（シアン）（HP Designjet T1120PS用）	1本
プロセスカートリッジ（FUJITSU XL-9310用）	4本



トナーカートリッジ (EPSON LP-S4000用)	2本
トナーカートリッジ (ブラック) (XEROX DocuPrint C5000d用)	6本
トナーカートリッジ (シアン) (XEROX DocuPrint C5000d用)	6本
トナーカートリッジ (マゼンタ) (XEROX DocuPrint C5000d用)	6本
トナーカートリッジ (イエロー) (XEROX DocuPrint C5000d用)	6本
ドラムカートリッジ (XEROX DocuPrint C5000d用)	6本
トナー回収ボトル (XEROX DocuPrint C5000d用)	6本
トナーカートリッジ (ブラック) (XEROX DocuPrint C3360用)	110本
トナーカートリッジ (シアン) (XEROX DocuPrint C3360用)	90本
トナーカートリッジ (マゼンタ) (XEROX DocuPrint C3360用)	90本
トナーカートリッジ (イエロー) (XEROX DocuPrint C3360用)	90本
ドラムカートリッジ (XEROX DocuPrint C3360用)	220本
トナー回収ボトル (XEROX DocuPrint C3360用)	190本
S Gカートリッジ (ブラック) (RICOH IPSiO SG 3100用)	290本
S Gカートリッジ (シアン) (RICOH IPSiO SG 3100用)	230本
S Gカートリッジ (マゼンタ) (RICOH IPSiO SG 3100用)	230本
S Gカートリッジ (イエロー) (RICOH IPSiO SG 3100用)	230本
S G廃インクボックス (RICOH IPSiO SG 3100用)	100本
インクカートリッジ (フォトブラック) (EPSON PX-F8000/PX-F10000用)	8本
インクカートリッジ (シアン) (EPSON PX-F8000/PX-F10000用)	20本
インクカートリッジ (マットブラック) (EPSON PX-F8000/PX-F10000用)	25本
インクカートリッジ (ビビットマゼンタ) (EPSON PX-F8000/PX-F10000用)	20本
インクカートリッジ (イエロー) (EPSON PX-F8000/PX-F10000用)	20本
メンテナンスタンク (EPSON PX-F8000/PX-F10000用)	15本
ペーパーカッター替え刃 (EPSON PX-F8000/PX-F10000用)	1本
環境推進トナー (ブラック) (EPSON LP-M6000A用)	30本
環境推進トナー (シアン) (EPSON LP-M6000A用)	30本
環境推進トナー (マゼンタ) (EPSON LP-M6000A用)	30本
環境推進トナー (イエロー) (EPSON LP-M6000A用)	30本
感光体ユニットK (EPSON LP-M6000A用)	10本
感光体ユニットC (EPSON LP-M6000A用)	10本
感光体ユニットM (EPSON LP-M6000A用)	10本
感光体ユニットY (EPSON LP-M6000A用)	10本
定着ユニット (EPSON LP-M6000A用)	10本
転写ユニット (EPSON LP-M6000A用)	10本
廃トナーボックス (EPSON LP-M6000A用)	10本

(以上、電子入札対象案件とする。)

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 契約締結日から平成26年3月20日までの間
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 納入方法 当局が指定した日時に、指定する数量を納入すること

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を本市契約管財局契約部契約課物品契約グループ（電話 06-4395-7161）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年5月17日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「26 OA機器・用品」で登録していること

### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法  
公示日から平成25年5月17日（金）午後5時まで無償により交付する。  
（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間  
公示日から平成25年5月17日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
  - ア 入札書受付期間  
平成25年6月17日（月）及び同月18日（火）午前9時から午後5時まで
  - イ 開札予定日時 平成25年6月19日（水）午前11時30分
  - ウ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合

## ア 入札書受付期間

平成25年 6 月 19 日（水）午前11時から午前11時30分まで

## イ 開札予定日時 平成25年 6 月 19 日（水）午前11時30分

## ウ 場所 大阪市交通局事業管理本部総務部調達課入札室（1に同じ）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成25年 6 月 18 日（火）午後 5 時までには必着のこと

## 6 入札保証金等

## (1) 入札保証金 免除

## (2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

## (3) 保証人 不要

## (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## (5) 契約書作成の要否 要

## (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年 5 月 17 日（金）午後 5 時までには、受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

## (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

## (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 本契約は、概算契約であり、契約金額の確定は納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。

## 10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
- |  |            |
|--|------------|
| GX Cartridge (Yellow)(RICOH IPSi0 GX e7700)              | 240pieces  |
| GX Cartridge (Magenta)(RICOH IPSi0 GX e7700)             | 240pieces  |
| GX Cartridge (Cyan)(RICOH IPSi0 GX e7700)                | 240pieces  |
| GX Cartridge (Black)(RICOH IPSi0 GX e7700)               | 340pieces  |
| Waste ink box(Type e3300)(RICOH IPSi0 GX e7700)          | 210pieces  |
| Toner Cartridge 3400H(RICOH IPSi0 SP 3410SF)             | 1030pieces |
| Dye ink tank (Black)(Canon imagePROGRAF iPF610)          | 80pieces   |
| Pigment ink tank (Matt Black)(Canon imagePROGRAF iPF610) | 70pieces   |
| Dye ink tank (Cyan)(Canon imagePROGRAF iPF610)           | 70pieces   |
| Dye ink tank (Magenta)(Canon imagePROGRAF iPF610)        | 70pieces   |
| Dye ink tank (Yellow)(Canon imagePROGRAF iPF610)         | 70pieces   |
| Printer Head (Canon imagePROGRAF iPF610)                 | 35pieces   |
| Maintenance Cartridge (Canon imagePROGRAF iPF610)        | 35pieces   |
| Cutter blade(Canon imagePROGRAF iPF610)                  | 30pieces   |
| Process Cartridge (FUJITSU XL-9440E)                     | 780pieces  |
| Toner Cartridge (FUJITSU XL-4280)                        | 60pieces   |
| Drum Cartridge (FUJITSU XL-4280)                         | 30pieces   |
| Toner Cartridge (CANON Satera MF7350N)                   | 40pieces   |
| Ink Cartridge (Black)(MUTOH DrafStation RJ-901C)         | 3pieces    |
| Ink Cartridge (Cyan)(MUTOH DrafStation RJ-901C)          | 2pieces    |
| Ink Cartridge (Magenta)(MUTOH DrafStation RJ-901C)       | 2pieces    |
| Ink Cartridge (Yellow)(MUTOH DrafStation RJ-901C)        | 2pieces    |
| Waste ink box (MUTOH DrafStation RJ-901C)                | 2pieces    |
| Exchange Cutter Blade (MUTOH DrafStation RJ-901C)        | 1piece     |
| Toner Cartridge (Black)(XEROX DocuPrint C3540)           | 25pieces   |
| Toner Cartridge (Cyan)(XEROX DocuPrint C3540)            | 20pieces   |
| Toner Cartridge (Magenta)(XEROX DocuPrint C3540)         | 20pieces   |
| Toner Cartridge (Yellow)(XEROX DocuPrint C3540)          | 20pieces   |
| Drum Cartridge (XEROX DocuPrint C3540)                   | 50pieces   |
| Waste toner Bottle (XEROX DocuPrint C3540)               | 30pieces   |
| Toner Cartridge (XEROX DocuPrint 2020)                   | 50pieces   |
| Drum Cartridge(XEROX DocuPrint 2020)                     | 15pieces   |
| Toner Cartridge (NEC MultiWriter 8400N)                  | 90pieces   |
| Toner Cartridge (Black)(Canon LBP5400)                   | 3pieces    |

Toner Cartridge (Cyan) (Canon LBP5400)	2pieces
Toner Cartridge (Magenta) (Canon LBP5400)	2pieces
Toner Cartridge (Yellow) (Canon LBP5400)	2pieces
Ink Cartridge (6 color set) (EPSON PM-T960)	12pieces
Toner Cartridge (Gray) (HP Designjet T1120PS)	1piece
Toner Cartridge (Photo Black) (HP Designjet T1120PS)	1piece
Toner Cartridge (Matt Black) (HP Designjet T1120PS)	1piece
Toner Cartridge (Yellow) (HP Designjet T1120PS)	1piece
Toner Cartridge (Magenta) (HP Designjet T1120PS)	1piece
Toner Cartridge (Cyan) (HP Designjet T1120PS)	1piece
Process Cartridge (FUJITSU XL-9310)	4pieces
Toner Cartridge (EPSON LP-S4000)	2pieces
Toner Cartridge (Black) (XEROX DocuPrint C5000d)	6pieces
Toner Cartridge (Cyan) (XEROX DocuPrint C5000d)	6pieces
Toner Cartridge (Magenta) (XEROX DocuPrint C5000d)	6pieces
Toner Cartridge (Yellow) (XEROX DocuPrint C5000d)	6pieces
Drum Cartridge (XEROX DocuPrint C5000d)	6pieces
Waste toner Bottle (XEROX DocuPrint C5000d)	6pieces
Toner Cartridge (Black) (XEROX DocuPrint C3360)	110pieces
Toner Cartridge (Cyan) (XEROX DocuPrint C3360)	90pieces
Toner Cartridge (Magenta) (XEROX DocuPrint C3360)	90pieces
Toner Cartridge (Yellow) (XEROX DocuPrint C3360)	90pieces
Drum Cartridge (XEROX DocuPrint C3360)	220pieces
Waste toner Bottle (XEROX DocuPrint C3360)	190pieces
SG Cartridge (Black) (RICOH IPSiO SG 3100)	290pieces
SG Cartridge (Cyan) (RICOH IPSiO SG 3100)	230pieces
SG Cartridge (Magenta) (RICOH IPSiO SG 3100)	230pieces
SG Cartridge (Yellow) (RICOH IPSiO SG 3100)	230pieces
Waste ink box (RICOH IPSiO SG 3100)	100pieces
Ink Cartridge (Photo Black) (EPSON PX-F8000/PX-F10000)	8pieces
Ink Cartridge (Cyan) (EPSON PX-F8000/PX-F10000)	20pieces
Ink Cartridge (Matt Black) (EPSON PX-F8000/PX-F10000)	25pieces
Ink Cartridge (Vivid Magenta) (EPSON PX-F8000/PX-F10000)	20pieces
Ink Cartridge (Yellow) (EPSON PX-F8000/PX-F10000)	20pieces
Maintenance tank (EPSON PX-F8000/PX-F10000)	15pieces
Paper cutter spare blade (EPSON PX-F8000/PX-F10000)	1piece
Environmental Promotion toner (Black) (EPSON LP-M6000A)	30pieces
Environmental Promotion toner (Cyan) (EPSON LP-M6000A)	30pieces
Environmental Promotion toner (Magenta) (EPSON LP-M6000A)	

	30pieces
Environmental Promotion toner(Yellow)(EPSON LP-M6000A)	30pieces
Photoreceptor unit K(EPSON LP-M6000A)	10pieces
Photoreceptor unit C(EPSON LP-M6000A)	10pieces
Photoreceptor unit M(EPSON LP-M6000A)	10pieces
Photoreceptor unit Y(EPSON LP-M6000A)	10pieces
Fixation unit(EPSON LP-M6000A)	10pieces
Transcription unit(EPSON LP-M6000A)	10pieces
Waste toner Box(EPSON LP-M6000A)	10pieces

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00 PM, 17 May 2013

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 17 June 2013 to 5:00PM, 18 June 2013

② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 19 June 2013

③ by post: 5:00PM, 18 June 2013

(4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Division, Osaka Municipal Transportation Bureau,  
The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6251

(交通局事業管理本部総務部調達課)



### 大阪市水道局告示第25号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年5月7日

大阪市水道局長 玉井得雄

[掲載順序]

◎契約を担当する部及び担当(所在地)

- ①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日  
(随意契約の場合は契約日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方)  
⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課(大阪市住之江区南港北2丁目1番10号)

- ①水道用液体硫酸ばんど(庭窪浄水場)上半期 概算買入 2,449,000kg  
②一般 ③25.3.14 ④浦野(株) 大阪府中央区伏見町2-5-5 ⑤  
25,920,216円 ⑥25.1.11  
①水道用液体硫酸ばんど(豊野浄水場)上半期 概算買入 1,520,000kg

一般 25.3.14 巽合成化学(株) 大阪市西成区北津守4-4-21  
 16,167,480円 25.1.11  
 水道用液体硫酸ばんど(柴島浄水場)上半期 概算買入 3,640,000kg  
 一般 25.3.14 要薬品(株) 大阪市西区京町堀3-2-7  
 38,563,980円 25.1.11  
 水道用次亜塩素酸ナトリウム(柴島浄水場)上半期 概算買入  
 1,050,000kg 一般 25.3.14 A C S T - C S (株) 大阪市中央区  
 道修町1-2-17 57,660,750円 25.1.11  
 水道用次亜塩素酸ナトリウム(庭窪浄水場 外1か所)上半期 概算買入  
 946,000kg 一般 25.3.14 井上孫(株) 大阪市西区京町堀1-7-  
 1京町ビル 52,446,240円 25.1.11  
 水道用液体かせいソーダ(柴島浄水場)上半期 概算買入 2,517,000kg  
 一般 25.3.14 岡畑産業(株) 大阪支店 大阪市中央区南船場1-  
 7-11 90,914,040円 25.1.11  
 水道用液体かせいソーダ(庭窪浄水場 外1か所)上半期 概算買入  
 3,055,000kg 一般 25.3.14 網干産業(株) 大阪営業所 大阪市  
 鶴見区諸口4-8-28 112,912,800円 25.1.11  
 庁内情報システム バックアップ用ディスク装置(水道局) 一式 長期借  
 入 一式 一般 25.3.27 東京センチュリーリース(株) 大阪情報機  
 器営業部 大阪市中央区本町3-5-7 41,936,790円 25.1.25  
 (水道局総務部管財課)

大阪市水道局告示第26号

次の金融機関の店舗について、所在地の変更の届出があったので、地方公営  
 企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示  
 する。

平成25年 5月 7日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
永和信用金庫	北花田支店	変更前	大阪府堺市北区北花田町2丁27番地1	平成25年 5月7日
		変更後	大阪府堺市北区奥本町1丁42番地	

(水道局総務部経理課)



**大阪市監査委員告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、監査結果を次のとおり公表する。

平成25年 4 月 23 日

大阪市監査委員	東 貴 之
同	漆 原 良 光
同	高 橋 敏 朗
同	阪 井 千 鶴 子

**第 1 監査の請求**

平成25年 2 月 25 日付けで次のとおり住民監査請求があった。

**1 請求の要旨**

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

市長は地方自治法（以下「法」という。）第149条において、市長の担任意務として規定されている9項目の内次の項に違反している恐れがある。

違反項目は、第3号使用料の徴収及び第7号公の施設を管理することである。

具体的には各区に存在する区民センターにおける催事（ここではダンスパーティの事例）において条例に定める使用料を全額徴収せず、それだけ大阪市の収入（税外収入）を減少させている。

鶴見区民センターにおける一例を説明するが、区民センターでは使用料の徴収において、使用にあたって入場料の類を徴収しないものの料金と徴収するものの料金に区分され、また日曜、土曜、休日の使用料は2割増とされている。

情報公開請求により入手した資料によると、大ホールの使用団体（以下「A団体」という。）が平成23年12月10日に平成24年 6 月 10 日 日 曜 日 の 使用申込みを行っており、この場合入場料は無となっている。

従ってその使用料は、入場料の類を徴しないものの料金で日曜日の使用の2割増19,560円となる。

ところで、この鶴見区民センターの場合のみならず、どの区民センター等においてもダンスパーティでは主催者（使用者）は、何がしかの入場料を徴収して実施している。通例ダンスパーティは、主催者が事業として実施しているから当然のことである。

鶴見区民センターでもダンスパーティにおいて入場料を徴収していることは担当者も確認しており、またダンスパーティ業者が宣伝のため配付しているチラシ等の印刷物にも入場料（会費など名称は様々）を明記していることからこのことは明らかである。

以上の状況から、ダンスパーティを開催している区民センターでは、申込段階で使用者が「入場料を徴収しない場合」で申込みしているが、大阪府役所関連部署の各段階でなんらチェックされることなくそのまま通過し、そのため本来「入場料を徴収する場合」の使用料を徴収しない状況が続い



ている。（徴収すべき額との差は、土、日、祭で約1万円）

これは健全な行財政運営のためには、税外収入の確保、強化も重大な要因であることを考えると、いかに金額及び頻度が少ないものとはいえ看過しえないことである。このようなことが大阪市役所行政の一部であれ、まかり通っていることは、大阪市役所行政全般的に種々不正、違反行為があるのでないかとの疑念がわく。

以上の行為は、最終的には市長の法違反に当たると思われる。

昨年春頃よりこの問題について、市民局に対し問題提起し、又市長あてにも頻回に亘り書状を出してきたが、本件について未だ（平成24年11月下旬現在）なんら具体的に改善の兆しが見られていないのは、市民として誠に遺憾である。

即ち依然、法違反及び関連職員のミス、怠慢により意図せざる歳入不足が続いているのである。

以上は平成24年11月26日付けの大阪市公正職務審査委員会宛書面と同じ内容であり、市長の法律及び条例違反の是正、本件に関する市長の見解公表、本件関連職員に対する罰則措置などの必要な措置を請求する。

なお、市長の法律違反是正については、条例どおり使用料を徴収することの他、実情に合わせ使用料徴収に関する条例の改定もありうることを申し添える。

#### 事実証明書

- ・ 区役所附設会館使用申込書（区役所控）
- ・ 区役所附設会館使用許可書（控）
- ・ 鶴見区民センター施設利用料金
- ・ ダンスパーティ等開催ビラ

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

## 第 2 監査の結果

上記監査請求について監査をした結果を次のとおり請求人に通知した。

大 監 第 6 号

平成25年 4 月 23 日

大阪市監査委員	東 貴 之
同	漆 原 良 光
同	高 橋 敏 朗
同	阪 井 千 鶴 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成25年 2 月 25 日 付 け で あ な た か ら 提 出 さ れ た 地 方 自 治 法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により次のとおり通知します。

記

### 第 1 請求の受付

#### 1 請求の要旨

## 第 1 監査の請求のとおり

### 2 請求の受理

本件請求は、平成24年 6 月10日にダンスパーティ（以下「パーティ」という。）で鶴見区民センター（以下「同施設」という。）を使用した者が、参加者から入場料を徴収しているにもかかわらず、同施設の指定管理者が、コミュニティ振興施設条例（以下「条例」という。）で定めるところの「入場料その他これに類する料金を徴収する場合」（以下「入場料等を徴収する場合」という。）の使用料を徴収していないため、実際に徴収した使用料との差額分の損害が本市に発生しているにもかかわらず、本市職員が請求権の行使を行うなど何らの対応も行っていないことが、違法に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとしてなされたものと解され、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

同施設の使用料の徴収において、請求人が主張するような本市の損害が発生しているにもかかわらず、本市職員に違法な財産（債権）の管理を怠る事実があるか。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第 6 項の規定に基づく、新たな証拠の提出及び請求人の陳述については、請求人から辞退の申し出があったため、実施しなかった。

### 3 監査対象区等の陳述

鶴見区役所を監査対象区、市民局を監査対象局とし、平成25年 4 月 5 日に鶴見区長及び市民局長並びに関係職員より陳述を聴取した。

## 第 3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

同施設は、法第244条の 2 第 3 項の規定に基づき指定された、公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が施設の管理を行い、条例及び同施行規則（以下「施行規則」という。）、センター管理業務基本協定書（以下「基本協定書」という。）並びに使用料徴収及び収納事務委託契約書等に基づき貸館運営業務、使用料徴収及び収納事務、施設総合管理業務等を行っている。

平成20年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日の間は、財団法人鶴見区コミュニティ協会（平成22年 8 月27日からは財団法人大阪市コミュニティ協会）が、平成24年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までは大阪ガスビジネスクリエイト株式会社が指定管理者として指定を受けており、施設所管所属は鶴見区役所となっている。

#### (1) 同施設概要

ア 所在地 大阪市鶴見区横堤 5-3-15

イ 利用時間 午 前 9 時30分～12時30分  
午 後 13時～17時

夜 間 17時30分～21時30分

午前午後 9時30分～17時

午後夜間 13時～21時30分

全 日 9時30分～21時30分

- ウ 申込受付
- ・利用日の6か月前から申込みを受付ける。
  - ・所定の申込書を受付に提出する。
  - ・申込受付は先着順とする。
  - ・利用申込が競合した場合は抽選により受付順を決定する。

## (2) 基本協定書

基本協定書の主な内容は次のとおりである。

### ア 指定管理者の指定

指定管理者は、その指定を受けて、条例及び施行規則、基本協定書並びに大阪市及び指定管理者が各年度に締結する協定（以下「年度協定書」という。）等に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

### イ 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、貸館運營業務として、施設利用申込手続、予約及び申込受付、使用許可の認定及び使用許可書の交付等の業務、施設総合管理業務として、電気及び機械設備保安点検、消防設備保安点検、清掃、駐車スペース等の管理等である。

### ウ 自主事業の実施

指定管理者は、当該業務の他、自己の責任と費用において、同施設の機能をより効果的に発揮するため、その趣旨目的に沿った自主事業を実施することができ、自主事業の実施に当たっては、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

### エ 業務代行料及び使用料等

大阪市は、会計年度ごとに、その年度の当該業務に係る業務代行料を指定管理者に支払うものとされ、年度協定書に平成24年度の業務代行料は、62,402,000円とされている。

同施設に係る使用料は、条例及び施行規則に定める額とする。

このほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができ、当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

### オ 徴収及び収納事務の委託

指定管理者は、使用料を使用者から徴収し、大阪市内に納付しなければならない。使用料の徴収及び納付の手続は、大阪市会計規則の例による。

### カ 点検及び監督指導

大阪市は、施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、自己点検等の報告のほか当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

キ 管理業務の報告及び調査等

指定管理者と大阪市は、月 1 回以上運営会議を開催し、指定管理者は大阪市に毎月の事業計画書並びに事業報告書を提出するものとする。

指定管理者は、当該業務の円滑な遂行に必要な事項については、随時大阪市に報告するものとする。

大阪市は必要に応じて、指定管理者に対し、当該業務の実施状況及び経理の状況に関して報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。

(3) 使用料徴収及び収納事務委託契約

大阪市立鶴見区民センター使用料徴収及び収納事務委託契約書では、大阪市は、指定管理者に対し、施行規則第 4 条に規定する使用料の徴収及び収納に関する事務を委託する。

指定管理者は、大阪市の委託を受けて、条例及び施行規則の定めるところに従い、誠実に同施設の使用料の徴収事務を行い、その事務遂行に要する一切の経費を負担し、その事務遂行に要する一切の責を負うものとされている。

また、指定管理者は、大阪市に対し、毎月利用・収入（調定）状況月報を、翌月 5 日までに提出し、大阪市は、必要があると認めたときは、指定管理者の会館使用料の徴収事務の状況について検査し、または関係書類その他の会計帳簿等の提出を求め、若しくはこれを閲覧することができる。

(4) 利用料金

同施設の使用料は、条例及び施行規則により規定されており、本件で使用許可の対象となっている同施設の大ホールは、ホール C (500㎡以上) に該当し使用料は次表のとおりである。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日における使用は、次表の 2 割増しとされている。

(単位：円)

施 設	入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
ホール C	12,200	16,300	16,300	18,300	24,500	24,500
	午前・午後	午後・夜間	全日	午前・午後	午後・夜間	全日
	24,100	27,300	38,500	36,200	41,000	57,800

(5) 実地調査の内容

本件請求に関して、平成25年 3 月 28 日に監査対象区職員及び行政委員会事務局職員が実施した実地調査の内容については、次のとおりである。

実地調査については、行政委員会事務局職員が監査対象区に赴き、指定管理業務関係書類の確認を行うとともに、監査対象区職員が実施する同施設の指定管理者に対する実地調査に行政委員会事務局職員が同行し、

当該施設の使用許可及び使用料の徴収等に関する事務について、事情聴取及び関係書類の確認等を行った。

ア A団体の使用について

平成23年12月10日付けで、A団体から指定管理者に対して平成24年6月10日の日曜日に同施設の大ホールをダンス交流会で利用するという内容の申込みがあった。

使用申込書には入場料無と記入されており、使用料については、入場料等を徴収しない場合の日曜日の使用料（2割増）19,560円を適用し、平成24年6月10日に指定管理者が徴収している。

指定管理者は、A団体がパーティで施設を使用する場合は、基本的に使用申込書の記載どおり、「入場料等を徴収しない場合」の使用料を適用している。

監査対象区は、指定管理者を通じて、A団体の使用に係る入場料等の徴収について、パーティの参加者から会費を徴収していることの確認を行っており、会場使用料を超える収入がある場合もあるかもしれないが、経費等を勘案すると、一概に利益を得ているとの判断もしがたい状況であることの確認を行っている。

また、監査対象区によると、指定管理者を通じて確認したところ、A団体の使用時に入場券やチケットが取り交わされていたような様子はなかったとのことである。

イ その他の使用者について

本件の使用料を徴収した平成24年6月の徴収分を中心に抽出し、その他の使用者の使用料の徴収状況について確認を行ったところ、その結果は次のとおりである。

平成24年6月の徴収分はすべて「入場料等を徴収しない場合」の使用料を徴収しており、「入場料等を徴収する場合」の使用料を適用している例としては、平成24年5月19日に使用されたものがあり、使用申込書に入場料有と記載されていた。

なお、使用申込書に入場料無と記入しているもので、学習塾などのように、参加者が施設の利用者（主催者）に対して、入場料にあたらなくても何らかの負担をしている可能性があるかと推測されるもの（46件）を抽出確認したところ、「入場料等を徴収する場合」として使用料を徴収しているものはなかった。

なお、指定管理者は、6月分に係る利用・収入（調定）状況月報及び使用申込書の控えを7月2日に監査対象区に提出していた。

2 監査対象区等の陳述内容等

(1) 監査対象区の説明

同施設では、条例等に基づき、運営管理しているところであり、本件で述べられている事案については、A団体により、平成23年12月10日付けで、平成24年6月10日の日曜日を利用日とする申込があったものである。



使用料については、使用申込書に入場料の有無を記入し、申込することとなっており、本件については、入场料無と記入されているため、「入场料等を徴収しない場合」として利用料金の徴収は、平成24年6月10日に受領しているところである。

使用料の徴収にあたっては、「入场料等を徴収する場合」または「入场料等を徴収しない場合」の区分を使用申込書及び口頭にて確認し、徴収しているところである。

また、本件については、別途、市民の声もあり、主催者に確認し、会員に対する会費の徴収である旨の確認をし、申請のとおり「入场料等を徴収しない場合」に該当するものとして処理していたところである。

一方で、本件パーティのほか同施設の利用にあたっては、参加者からの費用負担のあり方も含めさまざまな利用形態が出てきており、どのような利用形態が入场料の類に該当するのか基準が明確でないため、条例を所管する市民局に対し統一的な基準の検討をお願いしており、現在、市民局において、リーガルチェックや他都市状況などの調査を行いながら、検討していると聞いている。

また、大阪市役所関連部署での各段階で、利用料金のチェックを怠っているとの請求人の主張がある。

利用料金のチェックについては、指定管理者が受付時にチェックすることはもとより、指定管理者より、使用申込書の控えが区役所へ送付され、その申込書控により、入场料の有無についてのチェックを行っている。

よって、同施設の施設使用料について、「入场料等を徴収する場合」と「入场料等を徴収しない場合」の施設利用の調査確認は実施しているため、正しい施設使用料と実際の施設使用料との差額はなく、その請求権の行使を怠る事実はなかったと考えている。

このため、鶴見区としては、以上のような事実関係から、請求人の主張する、法令違反及び関連職員のミス、怠慢による歳入不足が続く状態はなく、本市の損害は生じていないものと考えている。

今後も、同施設の使用料に係る公平かつ適正な徴収につき、指定管理者に指導を徹底するとともに、鶴見区役所においても厳正にチェックしていく。

## (2) 監査対象局の説明

同施設をはじめとした区役所附設会館は、条例第2条第1項により、「会館は、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与すること」を目的としている。

また、区役所附設会館使用料は、「入场料等を徴収しない場合」と「入场料等を徴収する場合」の2段階の設定になっており、使用許可を受けた方が、入场料等を徴収するような催しをする場合は別途の料金設定と

なっている。

これは、入場料を有料として広く不特定多数に対して周知を行い集客するような映画の上映会やコンサート等を催す場合を想定したものと考えている。

逆に、任意団体等、同好会、サークルの構成員や仲間同士で、お金を出し合って、区役所附設会館のホールや集会室を借りて、活動するような場合の負担金や会費、すなわち、特定の会員が負担する費用である会費は、この「入場料等を徴収する場合」に基本的に該当しないと考えている。

次に、本件住民監査請求における請求人の主張内容について、同様の内容の市民の声等を受けての市民局の対応状況と合わせて、説明する。

まず、本件に係る内容については、平成24年5月31日にはじめて、市民局に対し、当該使用者について「使用申込書には入場料は無と記載しているが、会費を徴収している。」という旨の電話が市民からあった。

この電話を受けて、同日、市民局から鶴見区役所へ調査を依頼し、翌6月1日に、鶴見区役所から、指定管理者を通じて使用者に対し確認を行った結果について、これまでの実績としては、平日で30名程度の利用であるため、会費を徴収しているといっても、会場の使用料を負担し合っているともとれるため、利益を得ているとまでの判断はつきにくい、との報告を受けた。また、6月4日に、鶴見区役所から、6月3日の同施設におけるパーティの使用状況について報告があった。その報告によると、日曜日ということで、参加者は100名程度と平日に比べて入場者も多いため、会場使用料を超える収入があるかもしれないが、機関誌の発行費用等の経費を勘案すると、一概に利益を得ているとの判断もしがたい状況である、ということであった。

さらに、6月4日に、市民の声で同趣旨の問合せがあったので、6月19日に、その回答として、使用申込受付時に「入場料等を徴収しない場合」として申請がされているにもかかわらず、実際には当日会費を徴収するなど、取扱に疑義のあるケースが生じていることから、今後は、申請時にチラシ等の提示を求めるなど、入場料を徴する場合かどうかの確認を厳正に行い、適正な管理運営が行えるよう、改めて各区役所に周知徹底する旨伝えた。

これを受けて、6月20日の区役所市民協働課長打合せ会において、24区役所の区役所附設会館管理運営の担当課長に対し、区役所附設会館の使用に際して、「入場料等を徴収する場合」の確認の徹底を行うよう周知した。

同施設の本件A団体のパーティに係る施設使用料について、「入場料等を徴収しない場合」と「入場料等を徴収する場合」の施設利用の調査確認が行われず、正しい施設使用料と実際の施設使用料との差額に係る請求権の行使を怠る事実があったかどうかということを考えるにあたっては、地方自治体が徴収する使用料の基本原則に立ち返ってみる必要があるものと考えている。

すなわち、法第228条第1項の規定、いわゆる使用料・手数料条例主義は、地方自治体が徴収する使用料については、条例により明確に定める必要があるという考え方である。

この趣旨に照らすと、本件事例のように、使用者が入場料にあたらな  
いとして申し出、かつ、入場料か特定の会員が負担する会費なのか、客  
観的かつ明確な判別が難しいような場合において、本条例の規定により、  
行政が入場料とみなし、「入場料等を徴収する場合」の区分で使用料を徴  
収することは困難であり、公平性の観点からも適正でないと考えている。

よって、本件パーティのような事例については、請求人が主張される  
ような「入場料等を徴収する場合」の区分の使用料を徴収するべきとい  
う判断には至らないと考えられることから、鶴見区役所職員は、本条例  
に基づき「入場料等を徴収しない場合」の区分を適用したものであり、  
職員が徴収すべきものの確認を怠り、債権管理ができていないというよ  
うな事実はないと考えている。

したがって、「入場料等を徴収しない場合」の区分とした本件使用料  
が誤っていたとは考えられないため、「入場料等を徴収する場合」の使  
用料との差額に係る請求権の行使を怠っているような事実はないと考  
えている。さらに、使用者による使用申込みの際に指定管理者が「入  
場料等を徴収する場合」または「入場料等を徴収しない場合」の区  
分を使用申込書及び口頭にて確認している。これらのことから、請求  
人の主張するような本市の損害は生じていないものと考えている。

しかしながら、区役所附設会館においては、特に、指定管理者制度  
導入後、利用者によりさまざまな使い方がなされるようになってい  
る現状があり、区役所附設会館の設置趣旨・目的を踏まえつつ、改  
めて整理が必要であると認識していることから、市民の声でご回答さ  
せていただき、各区とも調整を進めているとおり、今後、「入場料等  
を徴収しない場合」と「入場料等を徴収する場合」の解釈・運用に  
ついて、統一的基準を設け、利用者の皆様に周知する所存である。

今後、区役所附設会館の使用料に係る適正な徴収につき、区役所を  
通じ、各指定管理者に徹底するとともに、使用料に係る運用基準の  
策定に係る手続きを進めていく。

### 3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象区等の説明等に基づき、  
本件請求について次のように判断する。

本件請求においては、同施設の利用者から徴収した使用料について、  
適正な使用料より少なく、本市にその差額分の損害が発生している  
ことが合理的に疑われるべき具体的な事情があった場合には、本市  
職員に具体的な調査をすべき職務上の義務があると言わねばならず、  
それにもかかわらず、何らの対応も行っていない場合は、違法不  
当となる場合があると言わねばならない。



そして、調査の結果、本市に損害が発生していることが明らかであるにもかかわらず、債権を行使していない場合は、不行使を正当化する特段の事情がない限り財産（債権）の管理を怠るものとして違法となるというべきである。

この点、監査対象区は、同施設の使用料の適用に関して、指定管理者から送付される使用申込書の控えにより、入場料無となっていることを確認し、また、本件については、市民からの通報等もあったため、指定管理者を通じて、同施設の利用者であるパーティの主催者に対し、参加者から徴収しているのは会員に対する会費である旨確認したうえで、監査対象局の従来の考え方に照らし、「入場料等を徴収しない場合」に該当すると判断しており、処理に誤りはなかった旨説明する。

また、監査対象局は、監査対象区から、指定管理者を通じて確認した内容について報告を受け、本件については、サークルの構成員や仲間同士で金銭を出し合って施設を借りて活動するようなケースとして、「入場料等を徴収しない場合」に該当すると判断できる旨説明する。

これらの説明等からすれば、本件使用料の徴収については、同施設の使用料の区分が、条例の規定に基づき「入場料等を徴収する場合」及び「入場料等を徴収しない場合」の2段階設定となっており、それ以上に詳細な基準等が存在していない中で、監査対象区は、指定管理者から送付される使用申込書の控えに記載された入場料の有無により、一定、使用料の区分を判断していると評価できるのであって、明らかにこれに反する事実は見受けられなかったのであるから、直ちに本市に損害が発生していることが合理的に疑われる事情があるとまでは言えない。

また、市民からの通報等を受けて、監査対象区は、使用者が参加者から徴収しているのは会員からの会費である旨確認したうえで、監査対象局が示す従来からの考え方と同様の考え方により、「入場料等を徴収しない場合」に該当すると改めて判断しており、監査対象局においても、監査対象区からの報告を受け、「入場料等を徴収しない場合」に該当すると重ねて判断していると評価できるのであって、明らかにこれらに反する事実はうかがえなかったのであるから、職務上の調査義務がありながら、何らの対応も行っていないような違法不当事由はうかがえない。

そうすると、いずれにしても、本市職員に違法な財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない。

#### 4 結 論

以上の判断により、請求人の主張には理由がない。

（意見）

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、監査対象局の認識にもあるように、同施設をはじめとした区役所附設会館は、さまざまな使い方がなされるようになってきており、使用料の適用についても、施設の設置目的や利用の向上を十分考慮したうえで、適正な適用が行われる

ことが重要である。

現在の条例は、使用料の区分を「入場料等を徴収する場合」と「入場料等を徴収しない場合」の2種類に区分するのみであり、さまざまな利用実態に対して合理的に使用料を適用し得る明確な定義、基準等が存在していないことが、使用料の適用において、市民の疑念を招く原因になるとも考えられるので、監査対象局は、速やかに、使用料の区分について詳細な基準を策定するなど明確化を図り、適正な運用を行われたい。

また、請求人が主張するところではないが、今回の監査では、入場料等を徴収しない場合でも、実質的に営利を目的とした利用と考えられる利用実態も見受けられるので、監査対象局は、公益性の高い利用との差別化について、入場料等を徴収するのか否かという外形的な条件による使用料の区分のみならず、さまざまな観点から十分検討を進められたい。

(行政委員会事務局監査部監査課)

(平25. 4. 23揭示済)

## 公 告

### 大阪市交通局公告第3号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年5月7日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 契約担当

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階  
 大阪市交通局事業管理本部総務部調達課  
 電話 06-6585-6251

2 入札に付すべき事項

物件番号	売 払 物 品	数 量
①	各種鉄くず	3点
②	各種古軌条	1点
③	各種混合くず	3点
④	各種被覆銅線	1点
⑤	遺失物(貴重品)	275点
⑥	遺失物(各種傘)	約23,100本
⑦	遺失物(諸雑品)	7か月分
⑧	各種非鉄金属	1点
⑨	古新聞ほか(返納倉庫集積分)	2点

⑩	中古作業用自動車その 1	1 両
⑪	中古作業用自動車その 2	1 両
⑫	中古作業用自動車その 3	1 両
⑬	中古作業用自動車その 4	1 両
⑭	中古作業用自動車その 5	1 両
⑮	中古作業用自動車その 6	1 両
⑯	中古作業用自動車その 7	1 両
⑰	中古作業用自動車その 8	1 両
⑱	各種古タイヤ等	1 式

3 下見日時、物件及び場所

平成25年 5 月 9 日（木）から同月13日（月）まで（ただし、本市の休日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後 1 時から午後 3 時まで

ただし、⑤号物件遺失物（貴重品）の下見は平成25年 5 月13日（月）のみ行う。

物件番号	保管場所	所在地
①～⑰	返納倉庫	住之江区緑木 1 丁目 4 番138号
①	森之宮車両管理事務所	城東区森之宮 1 丁目 6 番40号
①③	緑木車両管理事務所	住之江区緑木 1 丁目 4 番160号
①	中百舌鳥検車場	堺市北区長曾根町130番地 7
③	大日検車場	守口市大日町 1 丁目 1 番 1 号
①	東吹田検車場	吹田市南正雀 4 丁目10番 1 号
③	八尾車庫	八尾市若林町 1 丁目36番
①②	森之宮保線倉庫	城東区森之宮 1 丁目 6 番115号
①②	長居保線倉庫	住吉区长居 1 丁目 1 番50号
①②	谷町線南保線区	八尾市若林町 1 丁目36番
①②	谷町線北保線区	守口市大日町 1 丁目 1 番 1 号
①②	リニアメトロ保線区	鶴見区浜 1 丁目 2 番 6 号
⑱	港営業所	港区福崎 3 丁目 1 番81号
⑱	住之江営業所	住之江区新北島 1 丁目 2 番50号
⑱	長吉営業所	平野区长吉長原東 3 丁目10番18号
①⑱	井高野営業所	東淀川区井高野 4 丁目 3 番59号
⑱	住吉営業所	住吉区万代東 3 丁目 5 番22号
①⑱	鶴町営業所	大正区鶴町 4 丁目11番55号
⑱	東成営業所	東成区大今里西 3 丁目 2 番17号
①⑱	中津営業所	北区中津 6 丁目 9 番32号
①⑱	守口営業所	守口市京阪本通 1 丁目10番23号
⑱	西島営業所	此花区西島 4 丁目 1 番11号
①	自動車車両管理事務所	此花区西島 4 丁目 1 番11号

なお、次の日時、場所において物件に関する案内を行う。

平成25年 5 月 13 日 ( 月 )

物件番号	時 刻	場 所	所 在 地
①～⑱	午前11時 説明開始	返納倉庫	住之江区緑木 1 丁目 4 番138号

4 引取期限

物件番号	引 取 期 限
①～⑱	平成25年 5 月 31 日 ( 金 )

5 入札参加資格

平成24・25年度物品売払入札参加申請を行っていない者は、本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループ（電話 06-4395-7161）において行うこと。ただし、入札執行日の2日前までに契約管財局契約部において参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

- (1) 物品売払入札参加申請書（本市発行）
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書
- (3) 法人にあつては法人の登記事項証明書
- (4) 法人にあつては法務局発行の印鑑証明書、個人にあつては市区町村長発行の印鑑証明書

6 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、当該入札に関する問い合わせ先及び契約条項を示す場所 1 に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法

ア 公示日から平成25年 5 月 13 日 ( 月 ) 午後 5 時まで無償により交付する。  
（ただし、本市の休日を除く。）

イ 郵送

ただし、大阪市交通局ホームページ（[http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/huyouhin-uri/110511nyuusatusetumeisyo\\_yusou.html](http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/huyouhin-uri/110511nyuusatusetumeisyo_yusou.html)）を参照のうえ、所定の手続きを行った者に限る。

7 入札保証金 免除

なお、引取期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を指定期限（入札日当日）までに納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

- 9 入札執行日時  
平成25年 5 月 14 日（火）午前10時
- 10 入札執行場所  
大阪市交通局庁舎 1 階大会議室（住所は 1 に同じ）
- 11 入札の方法  
入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。
- 12 入札の無効  
大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第 4 号）第24条第 1 項の規定に該当する入札は、無効とする。
- 13 その他
- (1) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。また、契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (2) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市交通局契約規程第24条第 1 項に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。
- （交通局事業管理本部総務部調達課）



**大阪市人事委員会公告第 5 号**

大阪市職員労働組合（登録番号第 1 号）及び大阪市教職員組合（登録番号第 6 号）について、職員団体登録簿中第 6 項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成25年 5 月 7 日

大 阪 市 人 事 委 員 会  
委 員 長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第 6 項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録した。

専従休職者名簿

職員団体名	登録番号	氏名
大阪市職員労働組合	1	比嘉 一郎
		木村 ひとみ
		黒田 悦治
		徳野 尚

大阪市教職員組合	6	宮崎 正
		山本 善久
		田中 浩二
		白木原 雄
		松岡 誠
		西尾 充司
		砂子 多代
		橋田 寛人
		四牟田 修三

2 登録年月日  
平成25年 4 月 24 日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

大阪市人事委員会公告第 6 号

大阪市学校園教職員組合（登録番号第15号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選、規約の変更）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成25年 5 月 7 日

大 阪 市 人 事 委 員 会  
委 員 長 西 村 捷 三

1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	巽中学校	教 諭	宮城 登	大阪市天王寺区勝山 4-11-16-1203
副執行委員長	加美南部小学校	事務職員	東 三郎	大阪市平野区平野南 1-11-23-1005
	瓜破北幼稚園	教 諭	吉永 眞弓	大阪市東住吉区北田辺 3-10-27
書 記 長	茨田小学校	教 諭	舛田佳代子	奈良県奈良市富雄北 1-15-29-3
書記次長	学校経営管理 センター	事務職員	前垣 泉	大阪市平野区西脇 3-5-3

	長吉出戸小学校	教諭	久家 環	大阪市住吉区大領 1-1-2
会計委員	大東小学校	教諭	河村 陽子	大阪市城東区今福西 6-7-33-1505
	三先小学校	栄養教諭	城 寿美香	大阪市大正区三軒家東 2-12-69-711
執行委員	高倉小学校	教諭	長谷川 隆	大阪市淀川区新高 3-11-3-1203
	西三国小学校	教諭	大中 重範	大阪府吹田市江坂町 4-13-505
	喜連北小学校	教諭	竹下 哲生	大阪府羽曳野市 476-27
	巽南小学校	教諭	今上あゆみ	大阪府堺市西区鳳北町 5-239-8
	榎並小学校	教諭	馬場 史章	大阪市天王寺区大道 3-5-10-701
	島屋小学校	教諭	田中 幸恵	大阪市福島区吉野 3-15-15-901
会計監査	出来島小学校	教諭	中野 晴之	大阪市東淀川区豊里 7-6-10-602
	鯉江中学校	教諭	諫早 健義	京都府京田辺市 草内一ノ坪2-3-303
	日東幼稚園	教諭	甲 由利子	大阪府堺市堺区北清水町 3-3-21
特別執行委員	小松小学校	教諭	小林 優	大阪市東淀川区菅原 2-3-38

- 2 職員団体登録簿中第8項（規約の作成又は変更が、地方公務員法第53条第3項の規定に適合するものであることを確認する旨）に次のとおり登録した。

「ここに確認する（平成25年4月24日登録）」

- 3 登録年月日

平成25年4月24日

（行政委員会事務局任用調査部調査課）

大阪市人事委員会公告第7号

大阪市立高等学校教職員組合（登録番号第3号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第



4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成25年 5月 7日

大 阪 市 人 事 委 員 会  
委 員 長 西 村 捷 三

1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	汎愛高等学校	教 諭	辻本 正純	大阪府羽曳野市学園前 4-2-18
副執行委員長	生野工業高等学校	教 諭 (再任用)	河内 正	大阪府吹田市南高浜町 2-11
書記長	中央高等学校	教 諭	吉崎 幸宏	大阪市阿倍野区昭和町 1-16-6-501
書記次長	住吉商業高等学校	技術職員	青笹 正教	大阪市阿倍野区长池町 2-4
会計委員	東淀工業高等学校	教 諭 (実習担当)	松沢 智	大阪市城東区天王田 4-1-406
	扇町総合高等学校	教 諭	角野美奈子	兵庫県西宮市松籟荘 5-32
執行委員	汎愛高等学校	事務職員	田中 治代	大阪市中央区玉造 1-6-10-1004
	大阪ビジネスフロンティア高等学校	教 諭	本釜 博志	大阪府堺市中区土塔町 71-8
	東高等学校	教 諭	中川 勉	大阪市此花区西島 3-10-8
会計監査委員	桜宮高等学校	教 諭	酒井 正久	大阪府枚方市枚方元町 1-26
	中央高等学校	教 諭	竹下 淳一	大阪府豊中市城山町 1-9-20-410

2 登録年月日

平成25年 4月 24日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)



大阪市教職員組合（登録番号第6号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成25年 5 月 7 日

大 阪 市 人 事 委 員 会  
委 員 長 西 村 捷 三

1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	東中浜小学校	教 諭	稲田 幸良	大阪府大東市赤井 3-12-16
副執行委員長	清明丘小学校	指導教諭	白木原 雄	奈良県生駒郡安堵町安 堵23-18
	東桃谷小学校	教 諭	菅原 恵美子	奈良県奈良市右京 3-26-12
書 記 長	木津中学校	首 席	松岡 誠	大阪府松原市田井城 6-318-11
書記次長	新豊崎中学校	教 諭	西尾 充司	大阪府池田市栄町 8-10-804
	住吉川小学校	教 諭	砂子 多代	大阪市住吉区清水丘 3-14-17-612
執行委員	高松小学校	学 校 事務職員	橋田 寛人	大阪市城東区森之宮 2-8-205
	茨田北小学校	栄養教諭	西野 亜希	大阪市中央区玉造 2-25-2-402
	平野小学校	養護教諭	川崎 純代	大阪市東住吉区北田辺 1-10-7
	姫里小学校	教 諭	花立 和代	兵庫県尼崎市浜 2-20-33-704
	御幸森小学校	教 諭	足立 須香	京都府木津川市木津川 台 1-17-15
	喜連西小学校	教 諭	青木 将志	大阪市住之江区西住之 江 2-6-3
	阪南中学校	教 諭	南地 伸夫	大阪府河内長野市清見 台 4-12-18

	三稜中学校	教 諭	岡本 共右	大阪市住之江区粉浜 3-7-11-302
	北稜中学校	指導教諭	中 敏之	兵庫県尼崎市上坂部 3-23-5
	築港小学校	教 諭	岡本 修	大阪市住吉区万代 6-14-12-106
会計監査	大領小学校	教 諭	山田 さつき	大阪市住吉区苅田 3-17-18-408
	晴明丘小学校	教 諭	小田島 弥	大阪市東住吉区北田辺 4-27-5-406
	放出中学校	教 諭	芦田 雅弘	大阪府東大阪市鴻池町 2-3-7-502
	新豊崎中学校	教 諭	中島 伸和	兵庫県尼崎市大庄西町 1-22-20
	旭東幼稚園	教 諭	谷 麻里子	大阪府枚方市香里ヶ丘 6-10-2-503
専任執行委員	宮原中学校	学 校 事務職員	辻本 弘	京都府向日市森本町下 森本24-69
	思斉特別支援 学校	栄養教諭	平 香	大阪市鶴見区諸口 2-1-11
	大阪ビジネス フロンティア 高等学校	学 校 事務職員	高月 旭	兵庫県尼崎市築地 5-8-13
	学校経営管理 センター	学 校 事務職員	内田 優子	大阪府東大阪市新庄 3-8-15
	学校経営管理 センター	学 校 事務職員	三橋 陽太	大阪市平野区瓜破西 1-16-30-105
	離籍	組合職員	楠本 匡	大阪府豊中市刀根山 4-4-20-320
	常盤小学校	学 校 事務職員	四牟田 修三	大阪府藤井寺市青山 1-15-18

2 登録年月日  
平成25年 4 月 24 日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

大阪市人事委員会公告第 9 号

大阪市立障害児学校教職員組合（登録番号第 5 号）から届出のあった登録事

項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成25年5月7日

大 阪 市 人 事 委 員 会  
委 員 長 西 村 捷 三

1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	離 籍	組合役員	実森 之生	大阪府貝塚市島中 2-2-8
副執行委員長	住之江特別支援 学校	教 諭	太田 昌美	大阪市都島区友渕町 1-4-1-705
	聴覚特別支援 学校	寄宿舎 指導員	藤田 幹彦	大阪府吹田市吹東町 20-6
	西淀川特別支援 学校	教 諭	河野 早苗	大阪市都島区内代町 1-2-37-804
書 記 長	難波特別支援 学校	教 諭	岡村 聡	大阪市東住吉区杭全 1-10-21-411
書記次長	長谷川羽曳野 学園	寄宿舎 指導員	井原 規夫	大阪府岸和田市大町 4-1-4
執行委員	視覚特別支援 学校	寄宿舎 指導員	横山 公美	大阪府泉佐野市東佐野台 10-13
	聴覚特別支援 学校	寄宿舎 指導員	朝妻 久雄	大阪府吹田市吹東町 20-28
	住之江特別支援 学校	事務職員	松尾 智津子	大阪府八尾市安中町 3-2-58ファミリーア クシス八尾S-603
	視覚特別支援 学校	教 諭	大島 磨智子	大阪市淀川区西三国 4-10-8-303
	西淀川特別支援 学校	教 諭	久保 知子	大阪府豊中市東泉丘 3-4-B-307
	平野特別支援 学校	事務職員	上村 康夫	大阪府富田林市向陽台 2-15-11
会計監査	視覚特別支援 学校	教 諭	竹内 祥	大阪府中央区上汐 1-6-3

				クレセル上町台601
	光陽特別支援 学校	教 諭	橋岡 正樹	大阪府交野市私市 8-11-7-205

2 登録年月日  
平成25年 4 月 24 日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

## 達

### 達第34号

大阪市財産運用委員会規程（昭和44年達第6号）の一部を次のように改正する。

平成25年 4 月 19 日

大阪市長 橋 下 徹

第3条第3項中「計画調整局開発調整部長」を「都市計画局開発調整部長」に改め、同条第4項中「計画調整局長」を「都市計画長」に改める。

別表中「政策企画室企画部重点施策担当課長、危機管理室危機管理課長」を「政策企画室企画部政策調整担当課長、危機管理室危機管理課長、経済戦略局総務部総務課長、中央卸売市場総務担当課長」に、「契約管財局管財部管財担当課長」を「契約管財局管財部管財課長、契約管財局管財部管財制度課長」に、「計画調整局計画部都市計画課長、計画調整局開発調整部開発計画課長」を「都市計画局計画部都市計画課長、都市計画局開発調整部開発計画課長」に改め、「ゆとりとみどり振興局緑化推進部用地計画担当課長、経済局総務部総務課長、中央卸売市場総務担当課長」を削り、「交通局総務部事業開発課長」を「交通局事業管理本部事業開発部事業開発課長」に、「病院局総務部契約管財担当課長」を「病院局企画部契約管財担当課長」に、「天王寺区役所総務課長」を「天王寺区役所企画総務課長」に、「住之江区役所総務課長」を「住之江区役所政策推進室長」に改める。

### 附 則

この改正規程は、令達の日から施行する。

(平25. 4. 揭示済)